



枚方市不育症治療費用 補助金交付事業

～利用の手引き～

「令和6年3月31日以前に治療を開始した方向け」

□ 不育症とは？

妊娠はするけれども、流産、死産を繰り返し、結果的に子どもを持ってない場合を「不育症」と呼びます。一般的には、2回連続した流産・死産があれば、不育症と診断され、原因を探索します。

□ 不育症治療費用補助金交付事業とは？

枚方市では、安心して子どもを生み、育てることができるように、不育症の治療を受けている方に対し、治療費の負担を軽減するために保険適用外の治療費の一部を補助しています。補助金額は、1年度につき30万円が上限です。

《申請・問い合わせ先》

枚方市保健所 保健予防課

〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号

(TEL) 072-807-7625 (FAX) 072-845-0685

※ 月～金曜日（祝日除く）9:00～17:30

★申請書等のダウンロードは枚方市ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000001619.html> から。



令和6年4月発行

1 補助対象者

国内の医療機関で、不育症の治療が必要であると医師に診断された後に、その治療を受けた方で、次の1～4すべてに該当する方が対象です。

1	治療期間、申請日ともに枚方市民である。
2	不育症の治療が終了している。
3	医療保険の被保険者または被扶養者である。
4	市税（市民税、固定資産税、軽自動車税など）を滞納していない。

2 補助内容

国内の医療機関で受けた医療保険適用外の不育症治療及びその治療に係る検査（治療の効果や副作用等を確認するための検査）費用（※院外薬局で処方された薬代を含む）について、1回の申請につき、上限30万円まで補助します。

ただし、同じ年度内における2回目以降の申請については、1年度につき30万円が補助の上限です。（補助金額は千円未満切り捨て）

3 申請方法

治療が終了した日（出産〈死産を含む〉または流産の判定日）から3か月以内に枚方市保健所 保健予防課へ必要書類を提出してください。

郵送で申請される場合は、簡易書留または特定記録郵便で送付してください。

不育症の治療開始から妊娠終了までの1治療期間につき、1回の申請です。

※治療途中での申請はできません。

4 必要書類

①	不育症治療費用補助金交付申請書（様式第1号）
②	不育症治療内容証明書（様式第2号） ・複数の医療機関で治療を受けた場合は、治療を受けたすべての医療機関の不育症治療内容証明書が必要です。
③	不育症治療（検査）を行った医療機関発行の領収書（原本） 院外処方を受けた場合は、薬局の領収書（原本） ・領収書（原本）の返却を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封。
④	申請者の健康保険証の写し
⑤	申請者の住民票（様式第1号で申請者の同意があれば不要） 申請者の市税の完納証明書（枚方市で確認できる場合は、申請者の同意があれば不要）
⑥	振込先口座が確認できる預金通帳またはカードの写し（申請者名義の口座）
⑦	治療終了日が出産(死産)日の場合は、母子健康手帳など出産(死産)を証明する書類の写し